

衣浦東部広域連合入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、衣浦東部広域連合（以下「広域連合」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この心得書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 参加資格 一般競争入札に付す案件において、当該入札の参加申請をした者のうち広域連合が当該入札への参加を承認した者又は指名競争入札に付す案件において、当該入札の指名通知をした者に係る資格をいう。
- (2) 入札公告等 一般競争入札に付す案件における入札の公告及び指名競争入札に付す案件における指名競争入札通知書をいう。
- (3) 契約担当者 衣浦東部広域連合契約規則（平成15年規則第22号）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

(参加資格の取消し)

第2条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 入札参加者が前項の規定に該当したときは、特別の理由がある場合のほか、参加資格を取り消すものとする。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となったとき又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人としたときは、当該参加資格を取り消すものとする。ただし、該当するに至った日から2年を経過した者にあつては、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

第4条 契約担当者は、入札参加者の経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したとき又は契約の相手方として不相当と認められる事態が発生したときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（入札保証金）

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札公告等において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国 債 及 び 地 方 債	額面金額
政府の保証のある債券 広域連合長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の100分の80の金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債券金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、広域連合の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納付者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、広域連合から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 設計図書に誤記又は脱落（以下「誤記等」という。）があった場合において、当該誤記等が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、当該誤記等を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の規定による入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札公告等又は設計図書において単価によるべきことを指示した場合においては、当該指示による。

(入札の方法)

第10条 入札参加者は、入札書（様式第1号）に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ契約担当者に届け出た印に限る。）の上、入札用封筒（様式第2号）に入れて必要な事項を記載し、封印封かんして、入札公告等に示した日時及び場所において、契約担当者の指示により提出しなければならない。

- 2 工事に関する入札参加者は、入札価格の積算根拠を明らかにするため、工事費内訳書を提出するものとする。工事費内訳書は、必要な事項を記載し、入札書と同時に提出しなければならない。ただし、公正な入札を妨げるおそれのある情

報が寄せられた場合には、工事費内訳書のほかに契約担当者が指示した積算資料を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、郵便による入札の場合、入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ契約担当者に届け出た印に限る。）の上、入札書及び一般競争入札の入札公告に示した提出書類（以下「入札書等」という。）を入札公告等に示した到達期限までに到達するよう、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付しなければならない。
- 5 前項の規定により入札書等を送付する場合は、入札用封筒（様式第3号）を用いることとし、入札書等を内封筒に入れて必要な事項を記載し、封印封かんの上、外封筒に入れて必要な事項を記載し、封かんしなければならない。なお、複数の案件を1つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、当該案件の到達期限までに到達するよう送付しなければならない。
- 6 郵便による入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- 7 郵便事故等により入札書等が期限までに到達しなかった場合は、これを理由として異議を申し立てることはできない。

（入札書の書換え等の禁止）

第11条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第4号)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)するものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、郵便による入札の場合に入札を辞退することができるのは、入札書到達期限の日までとする。この場合において、入札参加者は、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札書到達期限の日までに到達するものに限る。)するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、一般競争入札に付す案件において、当該入札の参加申請をした者のうち広域連合が当該入札への参加を承認した者が、入札公告等で指示した入札日時に入札しないときは、当該入札を辞退したものとみなす。

5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の参加資格について不利益な取扱いを受けない。

(入札又は開札の延期若しくは中止)

第14条 契約担当者は、開札前において、天災地変、公正な入札が妨げられるおそれその他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を延期若しくは中止することがある。

2 契約担当者は、予定価格を事前に公表した一般競争入札において1者となった場合は、郵便による入札の場合を除き、入札を中止とする。

(開札)

第15条 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札終了後直ちに入札参加者を立ち合わせて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、郵便による入札の場合の開札は、入札執行の日時

及び場所において、入札参加者を立ち合わせて行わなければならない。

3 前2項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない広域連合職員を立ち合わせて行うものとする。

(入札の無効)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に際し、談合等による不正行為があった入札
- (2) 入札に際し、契約担当者が事前に入札している情報のおりの入札結果となり、衣浦東部広域連合公正入札調査委員会における審議の結果、無効と判断した入札
- (3) 入札参加者の資格を有しない者の入札
- (4) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の入札（第5条第1号又は第2号に該当するときを除く。）
- (5) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (8) 談合その他不正の行為に係る情報が寄せられた場合において、契約担当者が指示する書類を提出しない入札
- (9) 予定価格を事前公表した入札において、入札価格が予定価格を超える入札
- (10) 入札書の記名及び押印のない入札
- (11) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (12) 入札書の金額の記載に改ざん又は訂正がある入札
- (13) 入札書に当該入札に関係ない事項を記載した入札
- (14) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者及び落札候補者)

第17条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めればあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をも

って入札をした者を落札者とする。

- 2 落札候補者は、入札参加資格を開札後に確認することとした入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。この場合において、前項のただし書きを準用する。

(落札決定の保留)

第17条の2 契約担当者は、入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、前条の規定により落札となるべき入札をした者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

(再度入札)

第18条 契約担当者は、開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、再度入札は原則として2回を限度とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表したものについては、再度入札は行わないものとする。

- 3 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 第16条各号に該当する入札

- (2) 第17条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札

- (3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、第1回目の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第20条 契約担当者は、落札又は落札候補となるべき同価の入札参加者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者又は落札候補者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるとき、若しくは、当該入札参加者が入札に立ち会っていない場合は、これに代わって当該入札事務に関係のない広域連合職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第21条 契約担当者は、開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で知らせるものとする。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格を開札後に確認することとした入札については、確認後に落札者を決定し、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

(契約書の作成)

第22条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書。この条において同じ。）を作成し、記名押印の上、設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、広域連合において必要があるときは、提出期限を変更することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うこととする。

(契約書の作成の省略)

第23条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ入札公告等において指示するものとする。

(契約の確定)

第24条 契約は、契約書による場合にあっては、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印したときに確定するものとする。

(入札保証金の還付)

第25条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。この条及び第27条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき（契約保証金の納付に代えて担保が提供された場合においては、当該担保の提供後）還付するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては契約を締結したとき又は請書を提出したときに入札保証金を還付するもの

とする。

3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

(入札保証に対する利息)

第26条 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しない場合の入札保証金は、広域連合に帰属するものとする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第28条 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第36号）の規定により議会の議決に付すべきものについては、広域連合議会の議決を経た上で契約を確定するものとする。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第29条 契約担当者は、落札者が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、契約者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、契約者に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 契約者が、公正取引委員会が契約者に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 契約者（契約者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3、同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 契約者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約を解除した場合における当該解除に係る違約金の徴収については、当該契約書に定めるところによる。ただし、この解除により契約者に損害を及ぼしても契約担当者はその責を負わない。

（談合その他の不正行為に係る違約金）

第30条 契約者は、前条各号のいずれかに該当するときは、契約担当者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。契約者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号又は第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他契約担当者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、落札者に対しその超過分を請求することができる。

3 前2項の場合において、落札者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違約金を連帯して契約担当者に支払わなければならない。落札者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成であった者についても、同様とする。

4 契約者が第1項に規定する違約金を契約担当者の指定する期間内に支払わないときは、契約者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応

じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息を契約担当者に支払わなければならない。

附 則

この心得書は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この心得書は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

1 この心得書は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の衣浦東部広域連合入札心得書の規定は、この心得書の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。